

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成25年8月8日(2013.8.8)

【公開番号】特開2012-6868(P2012-6868A)

【公開日】平成24年1月12日(2012.1.12)

【年通号数】公開・登録公報2012-002

【出願番号】特願2010-143863(P2010-143863)

【国際特許分類】

A 01 N 25/10 (2006.01)

A 01 P 17/00 (2006.01)

A 01 N 25/18 (2006.01)

A 01 N 31/14 (2006.01)

A 01 N 53/08 (2006.01)

A 01 P 7/04 (2006.01)

【F I】

A 01 N 25/10

A 01 P 17/00

A 01 N 25/18 102 C

A 01 N 31/14

A 01 N 53/00 508 C

A 01 P 7/04

【手続補正書】

【提出日】平成25年6月17日(2013.6.17)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0037

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0037】

また、スルホン酸エステル誘導体としては、ベンゼンスルホン酸エチル等を例示できる。C成分は、スルホンアミド誘導体、スルホン酸エステル誘導体、カルボン酸アミド誘導体、カルボン酸エステル誘導体から選ばれた1種を単独で、又はこれらから選ばれた2種以上の混合物を用いることができる。

【手続補正2】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

(A1) オレフィン系樹脂、(B) 小動物防除剤、(C) 小動物防除剤の徐放助剤、(A2) ポリアミド系樹脂、及び(A3) 無水マレイン酸変性ポリエステル、無水マレイン酸変性ポリプロピレン、無水マレイン酸変性スチレン・エチレン・ブチレンブロックコポリマー及びエチレン・グリシジルメタクリレート共重合体より選ばれる少なくとも1種の樹脂材料を含有することを特徴とする小動物防除性樹脂組成物。

【請求項2】

(A1) オレフィン系樹脂、(B) 小動物防除剤、(C) 小動物防除剤の徐放助剤、及び(A4) エチレン・カルボン酸ビニルエステル共重合体及びエチレン・不飽和カルボン

酸エステル共重合体の群より選ばれる少なくとも 1 種の樹脂材料を含有することを特徴とする小動物防除性樹脂組成物。

【請求項 3】

( A 1 ) オレフィン系樹脂、( B ) 小動物防除剤、( C ) 小動物防除剤の徐放助剤、( A 2 ) ポリアミド系樹脂、( A 3 ) 無水マレイン酸変性ポリエステル、無水マレイン酸変性ポリプロピレン、無水マレイン酸変性スチレン・エチレン・ブチレンブロックコポリマー及びエチレン・グリシジルメタクリレート共重合体より選ばれる少なくとも 1 種の樹脂材料、及び( A 4 ) エチレン・カルボン酸ビニルエステル共重合体及びエチレン・不飽和カルボン酸エステル共重合体の群より選ばれる少なくとも 1 種の樹脂材料を含有することを特徴とする小動物防除性樹脂組成物。

【請求項 4】

前記小動物防除性樹脂組成物の総量に対する( B ) 小動物防除剤の含有率を、1 重量 % 以上 10 重量 % 以下としたことを特徴とする請求項 1 乃至請求項 3 のいずれか 1 項に記載の小動物防除性樹脂組成物。

【請求項 5】

前記小動物防除剤の徐放助剤( C )として、ジメチルフタレート、ジエチルフタレート、ジ - n - オクチルフタレート、ジフェニルフタレート、ベンジルフタレート、ジメトキシエチルフタレート、フタル酸混合エステル、トリメット酸エステル誘導体、トリエチルホスフェート、トリブチルホスフェート、トリ - ( 2 - エチルヘキシル ) ホスフェート、2 - エチルヘキシル・ジフェニル・ホスフェート、トリフェニルホスフェート、クレジルジフェニルホスフェート、トリクレジル・ホスフェート、トリキシレニル・ホスフェート、N - メチル - ベンゼンスルホンアミド、N - エチル - ベンゼンスルホンアミド、N - ブチル - ベンゼンスルホンアミド、N - シクロヘキシル - ベンゼンスルホンアミド、N - エチル - P - トルエンスルホンアミド、N - ブチル - トルエンスルホンアミド、N - シクロヘキシル - トルエンスルホンアミドのいずれかを用いたことを特徴とする請求項 1 乃至請求項 4 のいずれか 1 項に記載の小動物防除性樹脂組成物。